

全日本バレーボール小学生大会男女混合の部実施要領改定資料

| 改 訂 前 | 改 訂 後 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>① 様々な形を工夫することによって、多くの子供たちがバレーボールを楽しむことができるようにする。</p> <p>② 全国大会に出場する機会を広げることにより、バレーボールへの関心・意欲を高め、小学生バレーボールの発展に努める</p> | <p>(目的)</p> <p>① 男子・女子が協力して行うミックスゲームの魅力を伝え、多くの子供たちがバレーボールを楽しむことができるようにする。</p> <p>② 全国大会に出場する機会を広げることにより、バレーボールへの関心・意欲を高め、小学生バレーボールの発展に努める</p> |
| <p>(参加資格)</p> <p>③ 男女混合の部に出場するチームは、共通の代表者のもとに団体が組織され、同一の地域（区市町村）で活動し、各都道府県小連に男女チーム登録をしている（していた）団体〔母体となる団体（同一団体）〕でなければならない。但し、男子及び女子のみの団体に、混合選手が新規加入したが、男女それぞれで団体登録をするに至らない（単独でチームを組めない）場合は、その限りではない。</p> <p>④ 男女混合の部に出場する選手は、基本的に母体となる団体〔同一団体③参照〕の男子選手は男子チームに、女子選手は女子チームに、それぞれ MRS 登録をしなければならない。</p> | <p>(参加資格)</p> <p>③ 男女混合の部に出場するチームは、共通の代表者のもとに団体が組織され、同一の地域（区市町村）で活動し、各都道府県小連に男女チーム登録をしている（していた）団体〔母体となる団体（同一団体）〕でなければならない。但し、男子及び女子のみの団体に、混合選手が新規加入したが、男女それぞれで団体登録をするに至らない（単独でチームを組めない）場合は、その限りではない。</p> <p>④ 男女混合の部に出場する選手は、基本的に母体となる団体〔同一団体③参照〕の男子選手は男子チームに、女子選手は女子チームに、それぞれ MRS 登録をしなければならない。但し、混合チームとして登録する場合は、この限りではない。尚、混合チームとして登録し、年度の途中で男子または女子チームとして参加する場合も、登録カテゴリーは変更することなく参加することができる。</p> |
| <p>(チーム編成)</p> <p>⑤ 男女混合チームは、母体となる団体（同一団体）の男子チームと女子チームのメンバーから結成されなければならない。但し、男子及び女子のチームとして単独では参加できない（男女それぞれが 6 人未満）場合は、この限りではない。</p> <p>⑥ 同じ母体（同一団体）のチームであるが、男女それぞれ（又はどちらか）でチームを編成できる場合、混合チームのみの参加はできない。但し、混合でチーム編成をした方が、より多くの選手の試合参加ができる場合は、この限りではない。</p> | <p>(チーム編成)</p> <p>⑤ 男女混合チームは、母体となる団体（同一団体）の男子チームと女子チームのメンバーから結成されなければならない。但し、男子及び女子のチームとして単独では参加できない（男女それぞれが 6 人未満）場合は、この限りではない。</p> <p>⑥ 同じ母体（同一団体）のチームは、構成人数にかかわらず、男子・女子・混合のカテゴリーを選択できる。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(競技規則)</p> <p>⑦ 現行の公益財団法人日本バレーボール協会の定める 6 人制競技規則による。但し、別に定める小学生バレーボール競技規則を採用する。</p> <p>⑧ コート内の男女の割合は、男子及び女子が常に 1 人以上であれば、男女混合チームとして編成することができる。</p> <p>⑨ メンバーチェンジは、⑧に示した割合を守れば、男女に関係なくメンバーチェンジをすることができる。</p> | <p>(競技規則)</p> <p>⑦ 現行の公益財団法人日本バレーボール協会の定める 6 人制競技規則による。但し、別に定める小学生バレーボール競技規則を採用する。</p> <p>⑧ コート内の男女の割合は、男子及び女子が常に 1 人以上であれば、男女混合チームとして編成することができる。</p> <p>⑨ メンバーチェンジは、⑧に示した割合を守れば、男女に関係なくメンバーチェンジをすることができる。</p> |
| <p>(その他)</p> <p>⑩ 混合チームの監督は、母体となる男女チームの監督と兼任することはできない。</p> <p>⑪ ファミリーマートカップの地区予選及び都道府県大会に出場した選手は、男女混合の部に出場することはできない。</p> <p>⑫ ファミリーマートカップの男女混合の部に出場するチーム・選手は、男女の地区予選か都道府県大会終了後、新たに混合チームを編成して出場することはできない。</p> <p>⑬ 男女混合の部創設にあたり、その意義を十分理解し、チームを編成すること。決して、全国大会出場のための強化策としてチームを編成することのないようにする。</p> | <p>(その他)</p> <p>⑩ 混合チームの監督は、母体となる男女チームの監督と兼任することはできない。</p> <p>⑪ 全日本バレーボール小学生大会の男女の地区予選及び都道府県大会に出場した選手は、男女混合の部に出場することはできない。</p> <p>⑫ 全日本バレーボール小学生大会全国大会の男女混合の部に出場するチーム・選手は、男女の地区予選か都道府県大会終了後、新たに混合チームを編成して出場することはできない。</p> <p>(削除)</p> |